

## 今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会

### - これまでの検討状況と今後の展開 -

#### 【構成】

##### ■ 本編

- 1 共同検討会の概要とこれまでの検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 共同検討会の検討体制強化に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 今後の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

##### ■ 資料編

- ・ 過去の共同検討会開催状況等・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ 「中間のまとめ ～これまでの検討状況と今後の展開の方向性～」  
（概要、2016年3月）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・ 今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会 会則・・ 10
- ・ イベントで排出される廃棄物の3Rに関するガイドライン・・・・ 12
- ・ 大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドンス・・・・ 16
- ・ 事業系廃棄物3R推進ルール・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

# 1 共同検討会の概要とこれまでの検討結果

## ■ 共同検討会の設置と検討体制

「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」（以下、「共同検討会」という。）は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策に係る具体的な方策について、区市町村と都が共同で検討し実施することを目的として、2015年3月に設置した。

検討体制は、部長級の「検討会」を筆頭に、共同検討会の中核を担う「課長級WG（ワーキンググループ）」、共同検討会の運営など事務局として検討を行う「事務局会議」からなる。

また、これらの各会議に加え、個別のテーマを集中的に検討する「個別WG（ワーキンググループ）」を適宜設置している。

### 【共同検討会の検討体制】

検討会 (部長級会議)	23区	1 当年度 区部長会 会長	
		2 当年度 区部長会 副会長	
		3 当年度 区部長会 副会長	
	多摩地域	1 東京都市町村清掃協議会 当年度 会長	
		2 東京都市町村清掃協議会 次年度 会長	
		3 東京都市町村清掃協議会 次々年度 会長	
	島しょ	1 最終処分場に関する作業部会 正幹事（※ただし、島しょ一組が代理参加する場合あり）	
	東京都	1 東京都 資源循環推進部長	
		2 東京都 調整担当部長	
		3 東京都 資源循環計画担当部長	
(計)	10		
課長級WG (全体)	23区	1 当年度 区課長会 会長	
		2 当年度 区課長会 副会長	
		3 当年度 区課長会 副会長	
		4 前年度 区課長会 会長	
		5 前年度 区課長会 副会長	
		6 前年度 区課長会 副会長	
		7 次年度 区課長会 会長	
		8 東京23区清掃一部事務組合 総務部事業調整課長	
	9 東京23区清掃一部事務組合 施設管理部管理課長		
	多摩地域	1 東京都市町村清掃協議会 当年度 常任幹事（会長自治体）	
		2 東京都市町村清掃協議会 当年度 幹事（第1ブロック）	
		3 東京都市町村清掃協議会 当年度 幹事（第2ブロック）	
		4 東京都市町村清掃協議会 当年度 幹事（第3ブロック）	
		5 東京都市町村清掃協議会 当年度 幹事（第4ブロック）	
		6 東京都市町村清掃協議会 当年度 幹事（第5ブロック）	
		7 東京都市町村清掃協議会 当年度 幹事（第6ブロック）	
		8 東京都市町村清掃協議会 当年度 幹事（次期会長予定自治体）	
		9 東京都市町村清掃協議会 当年度 幹事（全国都市清掃会議関東地区協議会幹事市）	
		10 三多摩清掃施設協議会 常任幹事	
		11 八王子市（中核市）	
	島しょ	1 最終処分場に関する作業部会 正幹事（※島しょ一組が代理参加する場合あり）	
	東京都	1 東京都環境局 資源循環推進部 計画課長	
		2 東京都環境局 資源循環推進部 資源循環計画担当課長	
		3 東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課長	
		4 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課長	
		5 東京都環境局 資源循環推進部 埋立調整担当課長	
		6 東京都環境局 資源循環推進部 資源循環推進専門課長	
	(計)	27	
	事務局	23区	1 当年度 区課長会 会長
			2 当年度 区課長会 副会長
			3 当年度 区課長会 副会長
			4 次年度 区課長会 会長
		多摩地域	1 東京都市町村清掃協議会 当年度 会長
			2 東京都市町村清掃協議会 次年度 会長
			3 東京都市町村清掃協議会 次々年度 会長
		東京都	1 東京都環境局 資源循環推進部 計画課長
			2 東京都環境局 資源循環推進部 資源循環計画担当課長
3 東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課長			
4 東京都環境局 資源循環推進部 埋立調整担当課長			
5 東京都環境局 資源循環推進部 資源循環推進専門課長			
(計)		12	

※ 個別WGは、都に加え、23区、多摩地域から毎年度各3名ずつ選出し、会議を実施。

## 1 共同検討会の概要とこれまでの検討結果

### ■ 当面の検討項目の選定と検討結果（～2018年度）

共同検討会で取り扱う当面の検討項目について、区市町村と都が相互に提案を出し合った上で、大きく6項目・8件を選定し、2015年度から検討を開始した。

各項目は「課長級WG」を中心に集中的に検討を行い、2016年3月に検討状況の整理と今後の取組・検討の方向性をまとめた「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会『中間のまとめ～これまでの検討状況と今後の展開の方向性～』」（以下、「中間のまとめ」という。）を策定している。

検討項目の一部については、「中間のまとめ」以降も更なる検討が必要であるため、「個別WG」を立ち上げて検討を進めており、これらの「個別WG」での検討状況等も踏まえ、2019年3月に全項目の検討結果の整理を行った。

各検討項目の検討結果等は以下のとおりである。

#### 【検討結果等】

※ 「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会 今年度(平成30年度)の取組状況等」(2019年3月)より抜粋

#### 項目①-1 東京2020大会を見据えた、リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり【個別WG立ち上げ。原則、2018年度で検討終了】

➢ 「イベントで排出される廃棄物の3Rに関するガイドライン～リユース食器等の使用と3Rの推奨～」の作成

※ 最終版は2019年度に策定

#### 項目①-2 東京2020大会を見据えた、街の美化対策及び公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり【2017年度で検討終了】

➢ 各自治体で「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドランス」（環境省）等を参考に統一分別ラベルを普及

➢ 勉強会の設定により取組事例等に係る継続的な情報共有・連携

#### 項目②-1 資源を無駄にしない（資源を大切に利用していく）取組－事業系廃棄物のリサイクル(3R)ルールづくり - 【個別WG立ち上げ。2019年度で検討終了】

➢ 事業系廃棄物3R推進ルール（素案）の作成

※ 2019年度策定

#### 項目②-2 資源を無駄にしない（資源を大切に利用していく）取組－更なるリサイクルが可能な資源を廃棄物にしない取組 - 【2017年度で検討終了】

➢ 「更なるリサイクルが可能で資源を廃棄物にしない取組」の実施状況等の調査

➢ 取組事例等に係る情報共有・連携

## 1 共同検討会の概要とこれまでの検討結果

---

### 項目③ 食べ物を無駄にしない・処理時の環境負荷を軽減する取組（食品ロス対策等）

**[2017年度で検討終了]**

- 食品ロス対策に係る区市町村等アンケート調査の実施と結果の共有
- 取組事例等に係る情報共有・連携

### 項目④ 使い捨て型ライフスタイルの見直し（レジ袋対策等）

**[2017年度で検討終了]**

- レジ袋削減に向けた意見交換、情報共有
- 取組事例等に係る情報共有・連携

### 項目⑤ 今後、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要がある事項

**[2017年度で検討終了]**

- 超高齢化・人口減社会の到来を見据えた今後の課題等に係る区市町村アンケート調査の実施と結果の共有
- 勉強会の開催による取組事例等に係る情報共有・連携

### 項目⑥ 区部における埋立処分量の更なる削減

**[原則、2017年度で検討終了（一部継続検討）]**

- 廃蛍光管等の埋立の終了（2019年度）
- 焼却灰のセメント原料化の促進・最終処分場の大幅な延命化のための仕組みづくりに関する情報交換等の実施
- ※ 一般廃棄物の廃プラ類の埋立終了時期の明確化に向けた検討は、次項「プラスチック製容器包装の分別収集・家庭ごみの有料化WG」で引き続き実施

### - 東京2020大会に向け区市町村と都が連携して取り組んだ具体的なプロジェクトの例 -

#### **[ 都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト ]**

東京2020大会の約5,000個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトであり、東京2020大会をきっかけに、持続可能社会の仕組みを作る取組。都内においても都と区市町村が連携して回収ボックスの設置や広報等を展開し、小型家電リサイクルの普及拡大を推進した。このプロジェクトのほかにも、プラスチック対策や食品ロス対策、街の清掃美化など、東京2020大会を契機に都内各所で様々な取組が行われ、資源循環施策の更なる推進に寄与することとなった。

## 1 共同検討会の概要とこれまでの検討結果

### ■ 新たな検討項目の選定と検討状況（2019年度～）

前項の「当面の検討項目」に関する検討状況等の整理と並行し、資源循環施策を巡る状況の変化等を踏まえた新たな検討項目の選定を2018年度に実施した。

区市町村等に対し検討項目の募集を行ったところ、6件の候補が寄せられ、そのうち共同検討会で以下の2つの検討項目を選定した。

各検討項目については、それぞれ「個別WG」を立ち上げ、2019年度から検討を開始しており、現在もWGメンバーに加え、適宜国・関係機関等のオブザーバーも交えながら、対策検討を実施している。

#### 【選定された新たな検討項目と個別WGの開催状況】

##### ① プラスチック製容器包装の分別収集・家庭ごみの有料化【個別WG】

区部3名、多摩地域3名、都2名の計8名からなるWGメンバーに加え、国・関係機関等も交え対策を検討（2022年3月現在、計4回開催）

- 区市町村の取組状況や優良事例の共有
- プラスチック資源循環促進法に関する情報共有
- 国・関係機関等を交えた情報交換 など

##### ② 小型二次電池等の処理方法【個別WG】

区部3名、多摩地域3名、都1名の計7名からなるWGメンバーに加え、国・関係機関等も交え対策を検討（2022年3月現在、計6回開催）

- 区市町村の取組状況や優良事例の共有
- 区市町村の対策実施状況に係るアンケート調査の実施と結果の共有
- 国・関係機関等による小型二次電池等の適正処理推進に向けた取組の共有
- 国・関係機関等を交えた情報交換 など

## 2 共同検討会の検討体制強化に向けて

### ■ 共同検討会の効率性・実効性向上に向けた検討①【会議体制】

#### < 状況 >

共同検討会は2014年度の設立以降、検討会（部長級）、課長級WG、事務局会議、個別WGの4つの会議体により検討を進めてきたが、現在の検討体制は会議構成が重層構造であり、各会議の参加者数も多くなっている。2019年度から検討会（部長級）と課長級WGを合同開催とするなど、これまでも会議運営の工夫を図ってきたところであるが、今後、更なる機動的な検討を行うためにも、会議運営のより一層の効率化が必要である。

また、検討の中核を担っている個別WGについても、現在は区部・多摩地域・東京都のみで構成されており、島しょ地域や一部事務組合等がメンバーになっていないなど、改善の余地が存在する。

#### < 検討 >

上記の状況を踏まえ、事務局会議で今後の会議体制について検討を行うとともに、全区市町村・一部事務組合に意見聴取を実施した結果、2022年度から以下の会議体制へ移行することで合意した。

変更点は以下のとおりである。

- ・ 会議運営の効率化と幅広い構成団体の具体的な検討への参画に向け、課長級WGと事務局会議、個別WGを統合し、「**幹事会（課長級）**」を新設
- ・ **会議に参加する構成団体の整理**を行い、幹事会（課長級）を合計15名での運営に変更  
（2021年度までは課長級WG：27名、事務局会議：12名、各個別WG：15名の合計54名[一部重複を含む]）
- ・ 柔軟で機動性のある検討を実現するため、「**勉強会**」を制度化（次項参照）

～ 令和3年度

#### 検討会（部長級）（計10名）

23区：3名（当年度区部長会会長 1、副会長 2）  
多摩：3名（当年度・次年度・次々年度清掃協議会会長 各1）  
島しょ：1名（作業部会正幹事 1） 東京都：3名

#### 課長級WG（計27名）

23区：9名（当年度・前年度・次年度区課長会会長 各1、  
当年度・前年度副会長 各2、二十三区清掃一組 2）  
多摩：11名（当年度・次年度清掃協議会会長 各1、  
ブロック幹事 6、全都清幹事 1、施設協議会 1、中核市 1）  
島しょ：1名（作業部会正幹事 1） 東京都：6名

#### 事務局会議（計12名）

23区：4名（当年度・次年度区課長会会長 各1、当年度副会長 2）  
多摩：3名（当年度・次年度・次々年度清掃協議会会長 各1）  
東京都：5名

#### プラ・有料化WG （計8名）

23区：3、多摩：3、  
東京都：2

#### 小型二次電池 WG（計7名）

23区：3、多摩：3、  
東京都：1

#### 勉強会 （試行）

令和4年度～

#### 検討会（部長級）（計10名）

23区：3名（当年度区部長会会長 1、副会長 2）  
多摩：3名（当年度・次年度・次々年度清掃協議会会長 各1）  
島しょ：1名（作業部会正幹事 1） 東京都：3名

#### 幹事会（課長級）（計15名）

23区：**5名**（当年度区課長会会長 1、当年度副会長 2、  
**二十三区清掃協議会 1**、二十三区清掃一組 **1**）  
多摩：**5名**（当年度・次年度・次々年度清掃協議会会長 各1、  
施設協議会 1、中核市 1）  
島しょ：1名（作業部会正幹事 1） 東京都：**4名**

従前の「会議運営に関する検討」に加え、  
「事務局機能」・「個別WGで行っている政策検討\*機能」も付加

※ 数年をかけて中期的な検討を実施

#### 勉強会（有志）

・ 最新の課題・トピックに合わせた短期的な情報・ノウハウ等の共有・検討  
・ 必要に応じ幹事会でテーマを持ち寄り、希望する区市町村・一組とともに検討会を開催

■ 共同検討会の効率性・実効性向上に向けた検討②【勉強会】

< 状況 >

現在の共同検討会は、一定の時間をかけて検討項目を募集・選定した上で、個別WGで数年にわたって中期的に取り組みの検討を行う形式を採っている。

一方で、近年急速に変化する資源循環施策の動向により柔軟に対応するためには、中期的な検討に加え、最新のトピックや課題に合わせた短期的なテーマスタディや情報・ノウハウの共有を図ることができる仕組みづくりが重要である。

< 検討 >

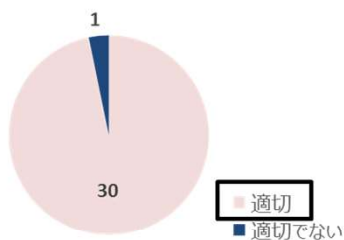
上記の状況を踏まえ、有志自治体等による「勉強会」を試行したところ、多くの参加者から好評を集めるとともに、今後共同検討会における制度化を望む声が寄せられた。

そのため、「勉強会」を正式に共同検討会の枠組みに組み込むこととし、東京都や区市町村等が相互にテーマを持ち寄って勉強会を開催し、時機を捉えた資源循環施策の更なる底上げを目指していくことで合意した。

共同検討会「使用済み紙おむつの持続可能なリサイクルに関する勉強会」アンケート結果

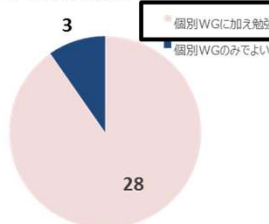
- 開催日：2021.9.29
- 勉強会の内容：都及び事業者からの実証事業の状況説明等
- 勉強会参加の32団体（13区・18市・1清掃一部事務組合）を対象にアンケートを実施（回収31団体）

■ 設問① 今回の勉強会について

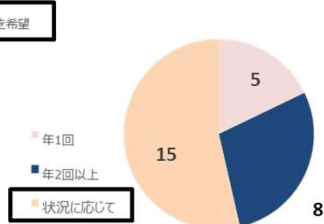


■ 設問② 今後の勉強会について

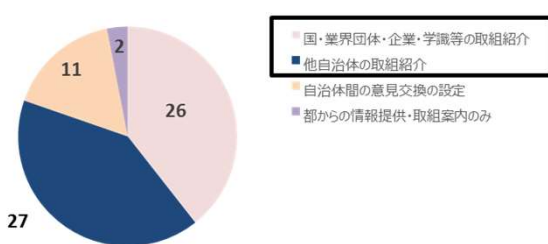
【今後の実施】



【開催頻度】



【実施方法等】



< 主な意見 >

【適切】

- ・ 事業者の貴重な話を伺うことができた
- ・ はじめて聞く内容で、意義があった
- ・ 高齢化の進展に伴い、紙おむつのリサイクルは、取り組むべき課題である
- ・ リサイクルコスト低減のため、処理方法、近隣プラントの設置、全国的なリサイクルルートの確立を検討する必要がある など

【適切でない】

- ・ 持続可能なリサイクルに関する勉強会として、いるにも関わらず、実証事業報告の1つが燃料化事業で、もう1つが効率的な収集・運搬手法となっているため

【結果まとめ】

- 試行した勉強会は概ね好評であり、今後も勉強会の開催を望む声が多数
- 開催頻度や実施方法等については、テーマに応じ柔軟に工夫を行っていく必要

### 3 今後の展開

---

#### ■ 検討体制と検討項目

共同検討会の検討体制強化に向けた検討体制等の見直し・改善は前章のとおりであり、2022年度以降は新たな検討スキームで運用を行っていくこととする。

また、共同検討会で取り扱う検討項目については、資源循環施策のうち、広く東京都全体で検討を行う必要があるものについて、特別区、多摩地域、島しょ地域及び東京都からの提案に基づき、検討会（部長級）で協議の上、設定することとする。

なお、その他の各種事務手続き等については、「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会について（会則）」及び共同検討会の会議内で決定することとし、区市町村と都双方が連携・協力して運営に当たっていく。

#### ■ 東京の資源循環施策の更なる推進

共同検討会は2014年度の設立以来8年目となるが、これまでも地域の資源循環行政を担う区市町村と広域自治体である東京都が様々な政策課題を共同で検討する場として、東京の資源循環施策の推進に大きく貢献してきた。

今回策定した「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会 - これまでの検討状況と今後の展開 -」は、2016年3月の「中間のまとめ」以降の検討状況や、共同検討会の効率性・実効性向上に向けた各種見直し・改善を盛り込みつつ、共同検討会を一旦総括したものであるが、資源循環施策を取り巻く諸課題は引き続き山積しているのが現状である。

共同検討会は、区市町村と都が共通の課題を議論・検討するという、他の環境政策にはみられない貴重な施策検討ツールとして資源循環分野に広く定着・浸透しており、今後も不断の改善を図りつつ、東京の資源循環施策の更なる推進に向け、区市町村と都が協力し合いながら共同検討会の維持・発展を目指していく。



## ■ 過去の共同検討会開催状況等

- ・ **検討会（部長級）：16回開催**  
（2014年度：1回、2015年度：3回、2016年度：2回、2017年度：2回、2018年度：2回、  
2019年度：1回、2020年度：2回、2021年度：3回）
- ・ **課長級WG：18回開催**  
（2015年度：4回、2016年度：2回、2017年度：3回、2018年度：3回、2019年度：1回、  
2020年度：2回、2021年度：3回）
- ・ **事務局会議：20回開催**  
（2014年度：1回、2015年度：4回、2016年度：2回、2017年度：3回、2018年度：3回、  
2019年度：1回、2020年度：2回、2021年度：4回）
- ・ **イベント向けガイドライン作成WG：5回開催**  
（2017年度：3回、2018年度：2回）
- ・ **事業系廃棄物3RルールづくりWG：8回開催**  
（2016年度：2回、2017年度：2回、2018年度：1回、2019年度：3回）
- ・ **プラスチック製容器包装の分別収集・家庭ごみの有料化WG：4回開催**  
（2019年度：2回、2021年度：2回）
- ・ **小型二次電池等の処理方法WG：6回開催**  
（2019年度：2回、2020年度：2回、2021年度：2回）
- ・ **その他、「使用済み紙おむつの持続可能なリサイクルに関する勉強会」（2021年度）など、  
勉強会等を複数回開催**

※ 上記は合同開催や書面開催を含む。2022年3月時点

## 検討会の設置（共同検討の開始）

- 「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」設置  
(平成 27 年 3 月 26 日)

### 【設置の目的】

東京 2020 大会を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策に係る具体的な方策について、区市町村と都が共同で検討し実施する。

### <当面の検討事項>

東京 2020 大会を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策

- ① 効果的な資源有効利用や廃棄物発生抑制の更なる促進について
- ② 業務用ビル等から排出される事業系廃棄物（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）のリサイクルの推進について
- ③ 区部における埋立処分量の更なる削減について
- ④ その他必要な事項

### <検討の方法等>

- 23区、多摩地域、島しょ地域及び都の代表からなる検討会を設置し、情報共有を図りつつ具体的な取組案を作成

※「区部における埋立処分量の更なる削減」については、23区と東京都で実施

### <検討スケジュール>

- 平成 27 年度中に第 1 回目の中間とりまとめを行う。
- 合意が得られた事項については、順次、外部の関係者と協議しながら取組を進めていく。

## 本検討会で共同で検討を行う事項の選定

- 都内区市町村及び東京都等で相互に提案を出し合いながら、本検討会において共同で検討を行う事項を選定（「5つの検討事項+1（区部における埋立処分量削減）」）

### ■ 東京 2020 大会を契機に、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策

- 1 東京 2020 大会を見据えた、  
(1) リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり  
(2) 街の美化対策及び公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり

- ✓ 都内での大規模イベント等における「持続可能な資源利用」にむけた仕組みづくりを進め、都及び区市町村が主催・後援等を行うイベントで活用していくなどして「東京 2020 大会開催に伴うレガシー」のひとつとしていくことを目指す。
- ✓ 東京を訪れる観光客にもわかりやすい、公共空間における東京の資源・廃棄物管理のルール・マナーを再構築し、「清潔できれいな都市・東京」を世界に発信していく。

- 2 資源を無駄にしない（資源を大切に利用していく）取組

- ✓ 資源利用に伴う世界的なリスクや東京の経済活動は他地域から供給される資源やモノに支えられていることを踏まえ、廃棄物として排出されるものうち、更なるリサイクルが可能な資源を洗い出し、資源として大切に利用していく取組を推進する。

- (1) 事業系廃棄物のリサイクル（3R）ルールづくり

- ✓ オフィスビルや商業店舗が集積している都市東京において、業務系ビルから排出される廃棄物の更なるリサイクルを推進していく。

- (2) 更なるリサイクルが可能な資源を廃棄物にしない取組

- ✓ 一般廃棄物として排出されるものうち、更なるリサイクルが可能な資源を洗い出し、廃棄物にしない取組を推進していく。

- 3 食べ物を無駄にしない・処理時の環境負荷を軽減する取組（食品ロス対策等）

- ✓ 世界的に、飢餓の増加や気候変動の影響等に伴う食料供給の不安定化が懸念される一方で、大量に発生している食品ロス（食べられるにもかかわらず捨てられている食べ物）の削減を推進していく。
- ✓ ごみとして廃棄されるものについては、処理段階での更なる環境負荷の低減やリサイクルを推進していく。

- 4 使い捨て型ライフスタイルの見直し（レジ袋対策等）

- ✓ 多くの資源を消費し、また、東京の経済活動は他地域から供給される資源等に支えられていることを踏まえ、「使い捨て型ライフスタイルの見直し」対策を推進する。

- 5 今後、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要がある事項

- ✓ 超高齢化・人口減社会を見据えた廃掃法等に関する課題や望ましい将来像など、今後の資源循環行政の方向性に関する課題等を洗い出し、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要がある事項として整理する。

### ■ 区部における埋立処分量の更なる削減

次の事項について、23区、23区清掃一組及び東京都が連携して、取組の具体化に向けた検討を行う。

- 1) 収集段階でのごみ減量・資源化に関するもの
- 2) 中間処理段階における埋立処分量削減に関するもの
- 3) 最終処分場の大幅な延命化のための仕組みの検討

## これまでの検討状況と今後の展開の方向性

- 都内区市町村及び東京都等で相互に提案を出し合いながら、検討事項毎の取組内容案と今後の展開の方向性を検討
  - ✓ 合意が得られた事項については、区市町村と都による共同したキャンペーン等の取組を開始
  - ✓ 更なる検討が必要な事項については、来年度も引き続き検討会で検討（平成 29 年度以降の検討会の運営については、平成 28 年度末時点での検討状況を踏まえて別途整理）

- 1 東京 2020 大会を見据えた、  
(1) リユースカップなどイベントでの持続可能な資源利用のための仕組みづくり

<これまでの検討状況>

- ・ イベントでのリユースカップ等の促進を図るためのガイドラインづくりに向けた検討や先進事例の勉強
- <今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>
- ・ 検討ワーキンググループの立上げ（ガイドラインの検討・作成等）

- (2) 街の美化対策及び公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり

<これまでの検討状況>

- ・ 「街の美化」対策に取り組む意義の確認や公衆用ごみ容器の状況に関する情報共有
- ・ 環境省の統一分別ラベル導入検討事業へ検討会委員として参画

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

- ・ 「街の美化」対策の推進と環境省の統一分別ラベル導入検討事業への参画継続

- 2 資源を無駄にしない（資源を大切に利用していく）取組

- (1) 事業系廃棄物のリサイクル（3R）ルールづくり

<これまでの検討状況>

- ・ 事業系廃棄物のなかで「更なるリサイクルが可能と考えられる品目」と今後の取組の方向性等の検討

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

- ・ 関係者間での認識共有の促進（関係事業者団体との意見交換等）
- ・ 検討ワーキンググループの立上げ（東京にふさわしい事業系廃棄物の 3R に関するルールづくり）

- (2) 更なるリサイクルが可能な資源を廃棄物にしない取組

<これまでの検討状況>

- ・ 「更なるリサイクルが可能な資源品目」と取組案や課題等についての認識共有（例）雑紙・古布・古着等

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

- ・ 先行事例の共有や共同広報の推進等（取組案の更なる検討を含む。）

- 3 食べ物を無駄にしない・処理時の環境負荷を軽減する取組（食品ロス対策等）

<これまでの検討状況>

- ・ 「食べられるにもかかわらず捨てられる食べ物」の発生を減らすために必要な取組案の検討等（例）買い溜めしすぎない・買い物前の在庫確認、冷蔵庫に余っている食材を利用した調理の推進 等

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

- ・ 食品ロス対策に関する共同キャンペーンの実施等（取組案の更なる検討を含む。）

- 4 使い捨て型ライフスタイルの見直し（レジ袋対策等）

<これまでの検討状況>

- ・ 都内自治体等による連携した取組の重要性に関する認識共有とレジ袋削減対策の課題等の検討（例）都内のすべての自治体が連携して取り組んでいくことの重要性 等

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

- ・ 使い捨て型ライフスタイルの見直しに関する共同した共同広報の実施等
- ・ 都内全体で使い捨て型ライフスタイル見直しに取り組んでいくためのネットワーク構築と取組の推進

- 5 今後、課題認識・問題認識の共有化を図っていく必要がある事項

<これまでの検討状況>

- ・ 超高齢化・人口減社会の到来を見据え、今後更なる検討が必要と考えられる取組案を検討（例）不用品回収・遺品整理対策、いわゆるごみ屋敷対策（福祉部門との連携も含む。） 等

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

- ・ 検討ワーキンググループの立上げ（グッドプラクティスの共有や望ましい取組の方向性の検討等）

### ■ 区部における埋立処分量の更なる削減

<これまでの検討状況>

- ・ 埋立処分場の現状・課題への認識共有と埋立処分量削減にむけて必要な取組の検討（収集・中間処理段階）

<今後の展開の方向性（来年度以降の取組の方向性）>

- ・ 区民への共同広報、都の埋立方針の明確化や区の取組の更なる推進、大幅な延命化のための仕組みの検討

平成 27 年 3 月 制定  
平成 28 年 2 月 一部改定  
令和 4 年 3 月 一部改定

## 今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会について

### (会則)

- 1 本会は、区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策に係る具体的な方策について、区市町村と都が共同で検討し実施することを目的とする。
- 2 本会は、「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」（以下、「検討会」という。）と称し、特別区、多摩地域、島しょ地域及び東京都の関係部長をもって組織する（区市町村と東京都で協議のうえ、参加を求めることが必要と整理した関係者を含む。）。また、会議の運営及び次項で掲げる事項の検討を行うため、特別区、多摩地域、島しょ地域及び東京都の関係課長からなる幹事会を設置するとともに、幹事会の協議に基づき、必要に応じ勉強会を開催する。
- 3 本会の検討事項は、資源循環施策のうち、広く東京都全体で検討を行う必要があるものについて、特別区、多摩地域、島しょ地域及び東京都からの提案に基づき、検討会で協議の上、設定する。
- 4 各年度の検討内容及び検討時期については、検討会で決定する。また、各年度の検討結果については、幹事会で取りまとめの上、検討会に報告を行う。
- 5 検討会、幹事会のメンバーは別紙のとおりとする。また、検討事項の整理や各会議の資料作成は、特別区清掃リサイクル主管課長会、東京二十三区清掃協議会、東京都市町村清掃協議会幹事会及び東京都環境局資源循環推進部の四者で分担する。  
なお、各会議及び勉強会の庶務は、東京都環境局資源循環推進部が分担する。
- 6 合意が得られた事項については、順次、外部の関係者と協議しながら取組を進めていく。
- 7 会議開催の都度、開催日と議事要旨を記載した議事録を作成する。会議資料及び議事録について情報開示請求があった場合には、各自治体は、各自治体における情報公開条例の規定等に則して対応する。

別 紙

検討会 (部長級 会議)	特別区	1	当年度 特別区清掃主管部長会 会長
		2	当年度 特別区清掃主管部長会 副会長
		3	当年度 特別区清掃主管部長会 副会長
	多摩地域	1	当年度 東京都市町村清掃協議会 会長
		2	次年度 東京都市町村清掃協議会 会長
		3	次々年度 東京都市町村清掃協議会 会長
	島しょ地域	1	島嶼地域最終処分場対策委員会作業部会 正幹事
	東京都	1	東京都環境局 資源循環推進部長
		2	東京都環境局 調整担当部長
		3	東京都環境局 資源循環計画担当部長
(計)	10		
幹事会 (課長級)	特別区	1	当年度 特別区清掃リサイクル主管課長会 会長
		2	当年度 特別区清掃リサイクル主管課長会 副会長
		3	当年度 特別区清掃リサイクル主管課長会 副会長
		4	東京二十三区清掃協議会事業調整課長
		5	東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課長
	多摩地域	1	当年度 東京都市町村清掃協議会 常任幹事(会長自治体)
		2	次年度 東京都市町村清掃協議会 常任幹事(会長自治体)
		3	次々年度 東京都市町村清掃協議会 常任幹事(会長自治体)
		4	三多摩清掃施設協議会 常任幹事
		5	八王子市資源循環部ごみ減量対策課長
	島しょ地域	1	島嶼地域最終処分場対策委員会作業部会 正幹事
	東京都	1	東京都環境局 資源循環推進部 計画課長
		2	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課長
		3	東京都環境局 資源循環推進部 資源循環計画担当課長
		4	東京都環境局 資源循環推進部 資源循環推進専門課長
(計)	15		

※ 幹事会は、必要に応じ国や関係機関等のオブザーバーが参加することがある。

※ 勉強会は、原則として上記構成団体を含む全区市町村等を対象に開催する。

(令和4年3月現在)

# イベントで排出される廃棄物の3Rに関するガイドライン ～リユース食器等の使用と3Rの推奨～

## 1 目的と位置づけ

本ガイドラインは、都及び都内区市町村が関与する各種イベントにおいて排出される廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進を行うことで持続可能な資源利用の推進を図ることを目的とする。

具体的には、特に飲食が提供されるイベントにおいて、使い捨て容器の使用を抑制し、洗浄して繰り返し利用することを前提としている食器類（皿、碗、コップ、箸、カトラリー等。以下「リユース食器等」という。）の使用に努めることを推奨するものである。

なお、本ガイドラインは、都内全域において適用となるが、各区市町村の地域特性やこれまでの取組状況に応じて、適宜変更して利用することを前提として作成したものである。



出典：リユース食器ネットワークホームページ

## 2 対象とするイベント

本ガイドラインにおいて対象とするイベントとは、都又は区市町村が主催（委託して実施する場合を含む）、共催、後援、助成金等の支出を行う各種イベントをいう。



## 3 基本方針

イベント主催者、イベント出店者及びイベント参加者（以下「イベントの関与者」という。）は、下記に示した事項を基本方針とし、具体的な取組を進めていく。

なお、イベント主催者が出店も行う場合については、両者の基本方針を参照する。

### (1) イベント主催者

イベント出店者に対して、使い捨て製品の使用抑制、製品提供時の容器包装の削減等を働きかける。また、発生した廃棄物を処理する際には、可能な限りリサイクルを行うよう努める。

### (2) イベント出店者

使い捨て製品の使用を控えるよう努めると共に、廃棄物を廃棄する際には、適切に分別を行う。飲食を提供する場合については、リユース食器等を積極的に利用するよう努める。

### (3) イベント参加者

製品や飲食物を購入する際は、不要な容器包装を断るよう努めると共に、廃棄物を廃棄する際には適切に分別を行う。

## 4 推奨される具体的な取組事項

イベントの関与者は、持続可能な資源利用に関して、以下に示した取組を進めていくことが望ましい。

## (1) イベント主催者

### ア リユース食器等の導入

「リユース食器を使ったエコイベント実践マニュアル」(平成19年3月 環境省)を参照し、全体の構想、スケジュール、コスト等を確認の上、イベントの規模や参加予定人数等から、必要なリユース食器数を予測し、手配する。食器を手配する方法としては、以下のものが考えられる。\*1

- ・陶器やプラスチック製の食器等を購入
- ・リユース食器等のレンタル(洗浄サービス付き有り)
- ・参加者へマイカップやマイ食器の持参を呼び掛け

いずれの手法で食器等を手配しても、食器等の衛生管理が重要である。衛生管理の方法は、「リユース食器の衛生管理に関する自主ガイドライン」(リユース食器ネットワーク)\*2を基本とするが、詳細についてはイベントの開催場所を所管する保健所に予め相談行うこと\*3。

また、イベント開催時には、ごみボックスとは別にリユース食器の回収場所を設置し、スタッフによる回収方法の説明、回収への呼びかけなどを行うことが望ましい。実施には、出店者や参加者への十分な説明と協力要請が重要であるため、リユース食器等の取組に関する責任者を選任し、十分な体制を整備した上、進行管理を行っていくことが望ましい。

一般的に、初めてリユース食器を導入する場合は、洗浄サービス付きのレンタルを利用する手法が手間が少なく、簡便であり、効果が大きい。

※1 リユース食器等の取組のコーディネートを行っている団体やリユース食器等の貸出団体の一覧は別紙1に掲載。

※2 リユース食器の衛生管理に関する自主ガイドラインは参考資料に掲載。

※3 東京都福祉保健局「行事における臨時営業等の取扱要綱」に関する質疑応答集に掲載。

### イ 容器包装プラスチックの削減

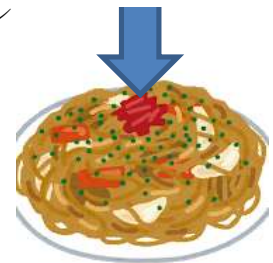
持ち帰りなど、リユース食器等による提供ができずに容器包装に入れて参加者に提供する場合、その他の容器包装を使用する場合を想定し、予め参加者にマイバックを持参するよう周知する。

また、イベント出店者にも、プラスチック製容器包装(プラスチックバックを含む)の使用を可能な限り控え、出店者側がワンウェイの容器包装を提供する場合は、紙製品等を使用するよう、協力を要請する。

### ウ 食品ロスの削減



プラスチック容器入り



リユース食器入り



イベント出店者には過剰な仕入れや仕込みをしないよう、また、参加者には食べ残しをしないよう周知する。

#### エ その他の資源ロスの削減

資機材等の使用に関して、継続するイベントの場合は、リユース可能なものはリユースを、また、一度限りのイベントの場合はレンタルやリサイクルされやすい素材を使用するなど、調達段階から、必要性や廃棄方法等を考慮し、購入等の方法を検討する。

印刷物の作成についても最小限量とし、紙の配布によらない広報の実施に努める。

#### オ リサイクル

廃棄物のポイ捨てが行われないよう、また、分別収集を行いやすいよう、複数のごみボックスを適正に配置すると共に、わかりやすい表示等を行う。

参加者から収集した廃棄物及び残余物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、適切に行うこととするが、処理業者等の選択に当たっては、リサイクルが可能な処理業者等を優先させるよう努める。

#### カ イベント出店者及び参加者への普及啓発

イベント出店者に対し、事前に十分な説明を行い、協力要請をする。

参加者に対しても、イベント広報時から当日まで、本取組に関するわかりやすい表示の実施や、問合せ等に対応できるスタッフを随所に配置するなどして、積極的な啓発に努める。

### (2) イベント出店者

#### ア リユース食器等の導入

主催者の趣旨を踏まえ、または個別に、リユース食器等を積極的に利用する。

主催者主導で実施する場合には、主催者から提供されたリユース食器等を使用するまでの間、清潔な袋に入れたり、覆いをするなど、汚れが付着しないよう、適切に保管をする。食品を入れて客に提供する際には、回収方法などを伝えると共に、看板等でも掲示を行う。

個別に実施する場合は、上記の他、(1)アを参考に実施する。

#### イ 容器包装プラスチックの削減

持ち帰りなど、リユース食器等による提供ができずにワンウェイの容器包装に入れて参加者に提供する場合、その他のワンウェイの容器包装を使用する場合は、プラスチック製容器包装（プラスチックバックを含む）の使用を可能な限り控え、紙製品等を使用するよう努める。



リユース食器回収（手前）とごみ分別をスタッフが誘導（祇園祭）

（一社）地球・人間環境フォーラム提供

ウ 食品ロスの削減

来場者数の予測を行い、過剰な仕入れ及び仕込みを防ぐよう努める。

エ その他の資源ロスの削減

(1) エに同じ。

オ リサイクル

廃棄物の排出に際しては、適正に分別を行う。残余物については、別の用途で使用できるものは使用し、むやみに廃棄物としないよう努める。

(3) イベント参加者

ア リユース食器等の導入

使用したリユース食器等を、適切に回収場所に返却する。

イ 資源ロスの削減

不要な容器、袋はもらわないなど、資源の有効利用に協力をする。

ウ リサイクル

廃棄物は、表示に従い、適切に分別して廃棄する。

## 5 その他の配慮事項

イベントの関与者は、4に記載した事項の他、下記に示した事項についても取り組むことが望ましい。

- ・排水、騒音、振動、臭気等の発生する恐れがある場合は、会場周辺の環境に与えないよう配慮する。
- ・会場周辺の住民、事業所等への十分な事前説明と日頃のコミュニケーションを行う。
- ・環境負荷の少ない交通手段の利用の呼びかけを行う。

## 6 イベントに使用されることの多い公共施設について

公共施設のうち、文化施設などイベントに使用されることの多い施設については、日常的に、リユース食器の導入、容器包装プラスチックの削減など、本ガイドラインに準じた取組に努めるものとする。

## 7 問合せ先

本ガイドラインの記載事項を実施するに際し、相談等を行う部署は以下のとおりである。

- ・イベントにおける食品提供・リユース食器の衛生管理に関する事項・・・イベント開催場所を所管する保健所
- ・一般廃棄物の処理に関する事項・・・区市町村の廃棄物所管部署
- ・産業廃棄物の処理に関する事項・・・東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
- ・5に記載の事項・・・区市町村の環境所管部署



# 大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドンス

平成 29 年 10 月

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

# 目次

第1章	はじめに .....	1
第2章	大規模施設等におけるごみ分別状況.....	2
第3章	ごみ箱の分別区分に係る基本類型 .....	8
第4章	ごみ分別ラベル作成における留意事項 .....	10
1.	考え方 .....	10
2.	ごみ分別ラベルの作成.....	10
(1)	ごみ分別区分の検討.....	10
(2)	ごみ分別区分の構成.....	11
(3)	ごみ分別ラベルデザイン等の基本的考え方 .....	14
参考	.....	18
1.	JIS や ISO 等による分別ラベル等に関する規格の調査結果 .....	18
2.	オリンピック・パラリンピック競技大会の事例 .....	19
(1)	ロンドン五輪（2012年） .....	19
(2)	リオ五輪（2016年） .....	19
3.	ピクトグラムの種類（例） .....	20
4.	ピクトグラムの色分類.....	21
5.	ごみ分別ラベルの効果の検証 .....	23
(1)	羽田空港での実証試験 .....	23
(2)	幕張メッセでの実証試験 .....	24
(3)	広島県宮島栈橋での実証試験 .....	26
(4)	イオンモール成田での実証試験.....	28
(5)	エコライフ・フェア 2017 での実証試験 .....	30

## 第1章 はじめに

我が国では、家庭や事業所から排出される廃棄物（うち事業所から排出されるものについて廃酸・廃アルカリ等産業廃棄物に該当するものを除く）である一般廃棄物については、統括的な処理責任を有する市町村が一般廃棄物処理計画に基づき分別区分を定め、その処理能力に応じて分別及び処理を行っている。また、瓶、缶等については資源として回収され再生利用されている。国は、市町村における適正処理のため、技術的助言として「ごみ処理基本計画策定指針」により標準的な分別区分を提示しており、市町村はこれらを元に、処理能力や市民の理解に基づき、分別収集・処理を行っている。資源循環型社会に向け、3R（Reduce、Reuse、Recycle）を一層推進するためには、廃棄物の排出段階での的確な分別が不可欠であり、生活ごみについては市町村の不断の努力と住民の協力により、各市町村の廃棄物処理体制に応じたきめ細かな分別が実施されている。

一方、イベント会場や公共交通機関、商業施設等において排出される廃棄物については、その品目に応じて、事業系一般廃棄物（事業所等から排出される一般廃棄物）と、廃酸・廃アルカリ等産業廃棄物とに分類され、事業系一般廃棄物は、基本的には、当該イベント会場の位置する、又は会場から排出される廃棄物が処理される市町村における一般廃棄物の分別区分に応じて分別し、収集・運搬される。イベントの事業者によっては、来訪者の便宜や分別箱の削減という観点から、ある程度まとめて（例：缶・瓶・ペットボトルをまとめて）収集し、処理施設まで持ち込んで二次分別されている場合もある。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、その準備の段階から3Rを推進することが方針として定められている。大会会場等において、資源の有効利用の観点から、日本人のみならず外国人にとっても分かりやすいごみ分別ラベルをごみ箱等に提示することで、ごみ分別を促進するとともに、外国人に対しても、ごみ分別の重要性や我が国の3R施策をアピールする機会となることが期待できる。これらを我が国の3R施策や廃棄物処理・リサイクル技術をアピールする機会と捉え、排出者に対するごみ分別やリサイクルに関する情報提供等を積極的に実施することが望ましい。

本ガイダンスでは、環境省が平成27年度から実施してきた現地調査やごみ分別ラベルを用いた実証試験結果等に基づき、ごみ分別ラベルを作成する際の留意事項を取りまとめた。本ガイダンスを自治体関係者やイベント等を開催する民間事業者が活用し、大規模イベント等におけるごみ分別が推進されることを期待する。

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

## 第2章 大規模施設等におけるごみ分別状況

イベント会場となる大規模施設や公共交通機関において利用者向けに設置されているごみ箱の分別区分や処理方法、ごみ分別ラベル等について調査した。調査対象箇所は、大規模施設5カ所（スタジアム（競技場）系施設3カ所、コンベンション（会議・展示場）系施設2カ所）、駅2カ所、空港2カ所である。

調査の結果は1. 及び2. に示す。それぞれの施設において、所在する自治体の分別区分に加え、ごみ処理実績に基づいた対応がなされており、ごみ分別区分はそれぞれの工夫がされているものであることが確認された。

調査を行った施設全てで共通していたごみ区分はペットボトルのみであった。

瓶や缶については、ほとんどの施設で分けて回収するようごみ分別区分が設定されていたが、一部のスタジアム系施設では防犯の観点から持ち込みを禁止しており、これと連動する形でごみ分別区分として設定していない例もみられた。

燃えるごみについては、“燃やすごみ”と表記したり、“その他”としてバックヤードで分別することを前提とした区分としているものもあった。なお、燃えるごみにどのようなものを入れるのか、また、食べ残しや飲み残しをどうするのか、といった表記がされている施設はなかった。

空港の国際線の待合室に設置されたごみ箱においては、“弁当がら”というごみ分別区分が設定されていた。


スタジアム系施設では“紙コップ”というごみ分別区分が設定されていたり、“プラスチック”を別途回収するように、ごみ分別区分が設定されている例が見られた。

新聞や雑誌、段ボールについては、これらが多く排出されることが見込まれる施設では個別に回収するように、ごみ分別区分が設定されていた。


また、環境に配慮した五輪と言われているロンドン五輪及び直近のリオ五輪についても調査を行った。調査の結果は19ページに示す。

# 1. イベントで活用される施設の事例


## (1) スタジアム系施設 A

ごみ箱の分別区分	①燃えるごみ、②燃えないごみ、③ペットボトル、④紙コップ ※缶と瓶は持ち込み禁止
収集後のごみの流れ	・各フロアの保管拠点に運搬し、二次分別を実施
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①燃えるごみ、②ペットボトル、③缶、④瓶、⑤紙コップ、⑥ダンボール、パンフレット類
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	 <p>※ペットボトル、紙コップはそれぞれ専用の回収機を設置          ※文字表示言語は2カ国語（日本語、英語）          ※飲み残しペットボトルの排出方法について文章とイラストで伝達          ※オーロラビジョンで、ごみは持ち帰るか所定の場所に排出するよう伝達          ※試合開始前、ハーフタイム中、試合終了時等、ごみ排出量が急増するタイミングがあるため、ごみがあふれないよう人員を配置する等の対応を実施</p>


## (2) スタジアム系施設 B

ごみ箱の分別区分	(屋内) ①燃えるごみ、②ペットボトル ※缶と瓶は持ち込み禁止 (屋外) ①燃えるごみ、②廃プラ、③ペットボトル、④缶、⑤瓶
収集後のごみの流れ	・ごみ集積所において二次分別を実施
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①燃えるごみ、②廃プラ(プラスチック、ビニール類、発泡スチロールトレイ) ③ペットボトル、④缶、⑤瓶
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	 <p>※イベントごとにごみ箱の設置場所にPOPを表示 ※危険物をごみ箱に投入させないように監視員を配置</p>

## (3) スタジアム系施設 C

ごみ箱の分別区分	①燃やすごみ、②プラスチック類、③ペットボトル、④缶・瓶、 ⑤雑誌等
収集後のごみの流れ	・ごみ箱から収集する際に二次分別を実施
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①燃やすごみ、②プラスチック類、③ペットボトル、④缶、⑤瓶、 ⑥雑誌等、⑦ダンボール
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	 <p>※オーロラビジョンに日英各 15 秒のごみ分別スポット CM を放送 ※ごみ分別説明ボランティアを配置</p>

(4) コンベンション系施設 D


ごみ箱の分別区分	①燃えるごみ、②缶・瓶、③ペットボトル
収集後のごみの流れ	・バックヤードに運搬し、二次分別を実施
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①可燃物、②不燃物、③空き缶・空き瓶、④ダンボール、⑤その他
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	 <p>※文字、ピクトグラムを大きく設定          ※文字表示言語は4カ国語（日本語、英語、韓国語、中国語）          ※ごみ箱が目立つように設置場所やごみ箱の色等を工夫</p>

(5) コンベンション系施設 E

ごみ箱の分別区分	①燃えるごみ、②新聞・雑誌・パンフレット、 ③缶・瓶・ペットボトル
収集後のごみの流れ	・ごみ箱から収集する際に二次分別を実施
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①新聞・雑誌・ちらし、②ダンボール、③その他の紙、④缶、⑤瓶、 ⑥ペットボトル、⑦一般ごみ、⑧プラスチック、⑨厨芥類
ごみ箱の分別区分設定の考え方	「一般ごみ」は管路収集を行っている
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	

## 2. 公共交通機関の事例

### (1) 鉄道会社 A

ごみ箱の分別区分	①新聞・雑誌、②缶・瓶・ペットボトル、③その他のごみ
収集後のごみの流れ	中間処理施設に運搬し、二次分別を実施
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①新聞・雑誌、②スチール缶・アルミ缶、③瓶、④ペットボトル、⑤可燃物・不燃物等
ごみ分別ラベル	 <p>※文字表記は日本語のみ。 ※色分け</p>

### (2) 鉄道会社 B


ごみ箱の分別区分	①新聞・雑誌、②缶・瓶・ペットボトル、③その他のごみ
収集後のごみの流れ	バックヤードに運搬し、二次分別を実施
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①古紙、②缶、③瓶、④ペットボトル、⑤一般ごみ、⑥廃プラスチック
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	 <p>※文字表示言語は4カ国語（日本語、英語、韓国語、中国語）</p>



(3) 空港C

ごみ箱の分別区分	①新聞・雑誌、②ペットボトル、③缶、④瓶、⑤その他
収集後のごみの流れ	バックヤードに運搬（分別は搬出先で実施）
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①新聞・雑誌、②ペットボトル、③缶、④瓶、⑤可燃物
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	 <p>※リサイクルマークを付けて、「資源」であることをアピール          ※文字表示言語は4カ国語（日本語、英語、韓国語、中国語）</p>

(4) 空港D

ごみ箱の分別区分	①新聞・雑誌、②缶・瓶・ペットボトル、③弁当がら、④その他
収集後のごみの流れ	バックヤードに運搬し、二次分別を実施
処理業者に引き渡す際のごみの分別区分	①紙類、②新聞、③雑誌類、④ダンボール、⑤可燃ごみ、⑥吸殻、 ⑦生ごみ、⑧廃プラスチック類（ビニール）、⑨ペットボトル、 ⑩ガラス類、⑪金属類
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	

### 第3章 ごみ箱の分別区分に係る基本類型

ごみ分別区分については、その後の処理も考慮し、“資源ごみ”、“燃えないごみ”、“燃やすごみ”の3つに大別した上で、それぞれの排出量や個別回収の可能性、分かりやすさ、安全性等の観点から区分していくことが肝要である。

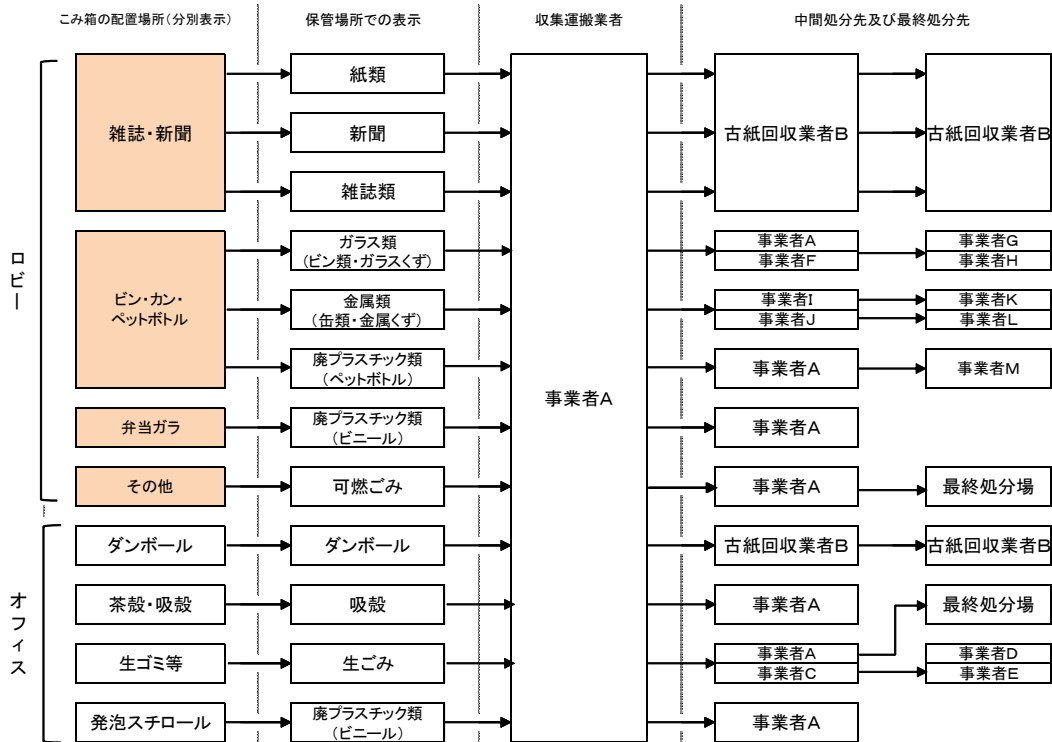
第2章で記載した調査において処理業者に引き渡す際のごみの分別区分が最も細分化されていたものは11分別（空港D）であった。その処理・リサイクルフローを図3.1に示す。ほとんどの廃棄物が処理業者によって分別され、雑誌、新聞、段ボール、缶、瓶、ペットボトル等がリサイクルに回されている。

大規模施設のリサイクルフローの例を図3.2に示す。なお、これらの施設においてはペットボトル等の飲料容器の排出が多いことに加え、特にコンベンション系施設の場合は会場内で配布されるパンフレット等の紙類の排出量が多いため、パンフレット等を個別に回収し、汚れや折れのないものは配布したブースに返却して再利用を促すといった工夫事例も見られる。

表 事例調査結果から抽出されたごみ分別区分のパターン

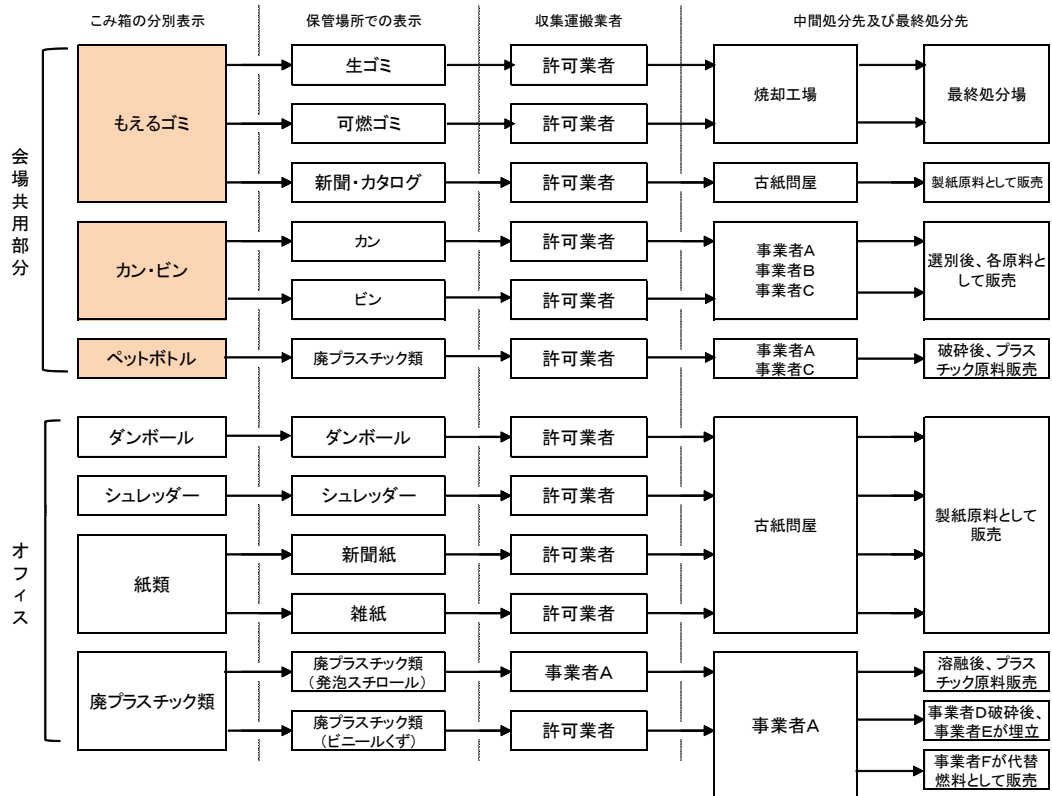
ごみ箱の分別区分		左記分別区分に含まれるごみ
資源 器 等	「ペットボトル」	ペットボトル飲料容器
	「缶」	スチール缶、アルミ缶
	「瓶」	透明瓶、茶色瓶、色つき瓶
	「プラ容器等」	プラスチックコップ、トレイ、ナイフ など
	「紙コップ」	飲料用紙コップ、紙パック
	「紙類」	パンフレット類、新聞、カタログ、段ボール、雑がみ など
	「燃えないごみ」	金属、ガラス など
	「燃やすごみ」	汚れた廃プラスチック
		汚れた紙
		わりばし、串 など
		食品廃棄物(食べ残し、飲み残し)
		複合素材(弁当がら等) など

※本来、プラスチックは再生利用、食品廃棄物は堆肥化等されることが望ましいが、調査を行った施設での事例を集約した結果、ここでは燃やすごみに含めていることに注意。



(注) オレンジの網掛け部分が施設利用者向けのごみ箱。

図3. 1 ごみ処理・リサイクルフローの例 (空港)



(注) オレンジの網掛け部分が施設利用者向けのごみ箱。

図3. 2 ごみ処理・リサイクルフローの例 (大規模施設)

## 第4章 ごみ分別ラベル作成における留意事項

### 1. 考え方

平成28年度に環境省が商業施設、空港、港等で実施したごみ分別ラベルの置き換えによる実証試験からは、分別のために多くのごみ箱を設置したとしても、ごみ箱にどのようなごみを入れてほしいのか分かりやすく示さなければ、間違っただけで投入されたごみがさらに間違っただけで投入を招き、悪循環になること等が分かった。

分別ラベル作成・使用に当たっては以下の事項を念頭に置くことが必要である。

- ・ごみ箱の設置に当たり、排出されるごみの組成と量を推計した上で、適切に回収できる区分とする。
- ・ごみ箱を複数設置する際には、柱の陰などにならないよう、排出者から見やすく配置する。
- ・外国人にとってはピクトグラム（絵文字）が正しいごみ箱を考える重要な情報源となる。
- ・プラスチック製品やよごれた紙、食べ残し/飲み残し等のごみの投入先に迷う傾向がある。

平時のごみ分別は国や地域、市町村によって異なっており、できるだけ多くの人にとって分かりやすいごみ分別の実施に向けて、イベント会場等におけるごみ分別ラベル作成のための留意事項について以下に示す。

### 2. ごみ分別ラベルの作成

#### （1）ごみ分別区分の検討

##### 1) ごみ分別区分の検討に当たり確認しておくべき事項

##### ① イベント開催概要

ごみの量や組成は、イベントの開催時期や開催期間、飲食ブースの有無によって異なる。このため、以下の要素について把握しておくことが必要である。

- イベントの内容
- 開催時期・開催期間
- 天候・気温
- 予想される来場者の数・特徴・来場者のピーク時間
- 周囲の状況
- 飲食の提供の有無 など

## ② 自治体の分別ルール

ごみの分別ルールは自治体ごとに異なる場合があるため、イベント会場が所在する自治体の分別ルールを把握し、イベントでの分別区分等に反映させる必要がある。

## ③ ごみの量と組成の想定

ごみの分別を効果的に推進するためには、イベント期間中に排出されるごみの量や組成を以下の手法を用いて想定することが望ましい。

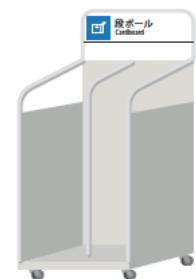
- ごみ処理業者からの情報提供
- 類似するイベントの数値からの推計
- イベント開催中のデータの分析 など

### (2) ごみ分別区分の構成

(1) で確認・整理した事項を基に、排出される廃棄物の種類に合わせてごみ分別区分を設定する。以下の1)～7)には、「紙類」「金属類」「ガラス類」「プラスチック類」「布類」「食品廃棄物」の6区分に飲み残し等から構成される「液体」を追加した計7区分とした場合の具体的な品目例等を示した。なお、食器のリユースを行う場合は、別途フードコート・ブース付近に受け取りカウンターを設置して対応し、リターナブル瓶、段ボール等については個別に回収する体制を整えることが望ましい。

#### 段ボール専用回収ボックスの設置例

段ボールや、シート類など、イベントに特有のかさばるごみについては、専用の回収BOXを用いて、既存のその他区分への投入量の抑制を図ることができる。



#### 展示会場でのチラシ等回収ボックスの設置例

展示会などにおいては、比較的厚めのチラシ・パンフレット類、またそれらを入れるための不織布のバッグなどが配布されることがある。これらは弁当殻や飲み残しと分けて回収し、汚れが付着しないようにすることで再資源化率を高めることができる。また、チラシ等については、専用の回収BOXの設置や、ブースへの返却を促すことで、チラシとして再利用できるものを増やすことができる。



### 1) 紙類

	区分	具体的な品目例
新聞・雑誌	新聞	他の用途に使用されずに出された新聞紙
	雑誌	週刊誌、月刊誌など
紙ごみ	容器包装の紙類	包装紙、紙袋、菓子やスナック菓子の商品などで容器や包装として使われたもの（汚れていないもの）
	容器包装以外でリサイクル可能な紙	チラシ、パンフレット、カタログ、封筒、はがき、メモ用紙、雑紙 など
紙コップ	紙コップ	飲料用の紙コップ
紙パック	紙パック	牛乳やジュースの紙パック
段ボール	段ボール	段ボール

### 2) 金属類

	区分	具体的な品目例
缶	スチール缶	飲食用のみ
	アルミ缶	飲食用のみ
金属製品	飲食用缶以外の金属製品	上記以外の金属製品（ふた、キーホルダーなど）

### 3) ガラス類

	区分	具体的な品目例
瓶	雑瓶類：茶色	ワイン瓶、ジュースやドリンク用の瓶（ワンウェイ瓶）
	雑瓶類：無色	
	雑瓶類：その他の色	
ガラス製品	その他のガラス製品	上記以外のガラス製品

#### 4) プラスチック類

	区分	具体的な品目例
プラスチック食器・トレイ	食器・トレイ	プラスチック食器、トレイ、ナイフ、弁当がら など
ペットボトル	ペットボトル	識別マークのあるもの（飲み残しなし）
ペットボトルキャップ	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ
ペットボトルラベル	ペットボトルラベル	ペットボトルのラベル
プラスチック	レジ袋（袋のみ）	中にごみが入っていないレジ袋
	ラベル・フィルム類	おにぎりの包み、たばこのフィルム
	ラップ類	包装用食品ラップ

#### 5) 布類

	区分	具体的な品目例
布	布類	衣類、布きれ、タオル、フラッグなど

#### 6) 食品廃棄物

	区分	具体的な品目例
食品廃棄物	未使用食品	飼料化や肥料化に回すことが可能な、調理せずに残った食材（生鮮食品、穀物等）
	食べ残し、残渣	食べ残し、骨、貝がら など
	調理くず	調理をする際に発生したもの
	木製食器	わりばし、串、木皮コルク など

#### 7) 液体

	区分	具体的な品目例
飲み残し	飲み残し	飲料類の飲み残し

### (3) ごみ分別ラベルデザイン等に係る基本的考え方

ごみ分別ラベルは、さまざまな形状のごみ分別回収ボックスや看板などに利用されることが想定され、利用者が一見して正しい分別行為が取れるようにする必要がある。例えば、複合素材でできているものや汚れたもの等について、どの分別区分として廃棄を求めるのか、分かりやすく伝えることで混乱が軽減される。

このため、ピクトグラム（絵文字）と分かりやすい言語表記を合わせたごみ分別ラベルとすることが望ましい。その際、ラベルのサイズにかかわらず視認性をよくするとともに色合いに留意するほか、ピクトグラムのデザインの作成に当たっては、外国人への配慮として、焼き魚等を食べる文化がない国では魚の骨になじみが薄いことや、ペットボトルの形状が日本で主に使用されているものと異なる国があること等を考慮し、外国人にとっても身近なものを選択する等の工夫を行うことが望ましい。

#### 1) 視認性について

- ・線の太さ、形状等を工夫し、サイズにかかわらず視認性が良いこと。

#### 2) 色の考え方

- ・色が似通ってしまうと、分別を間違えてしまう恐れがあるため注意すること。
- ・色覚的な弱者にも配慮した色使いとすること。(21 ページ参照)

#### 3) ピクトグラムとテキストの配置

ピクトグラムだけではなく、分かりやすいテキストと合わせて使用する。



#### 4) 外国語の認識について

- ・日本語表記に加え、来場者が認識できる言語を選択し、併記すること。



## 5) リサイクルマーク表示

リサイクルする資源ごみについては「リサイクルマーク」を表示する。

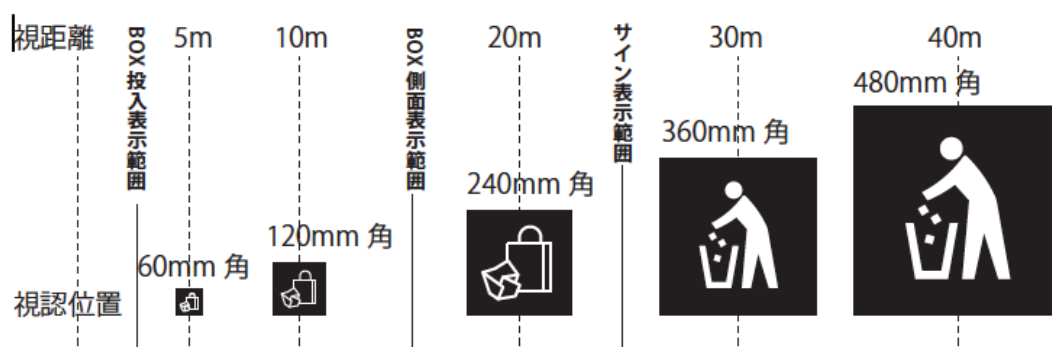


## 6) 表示サイズ

### A 視認距離と図記号、文字の大きさ

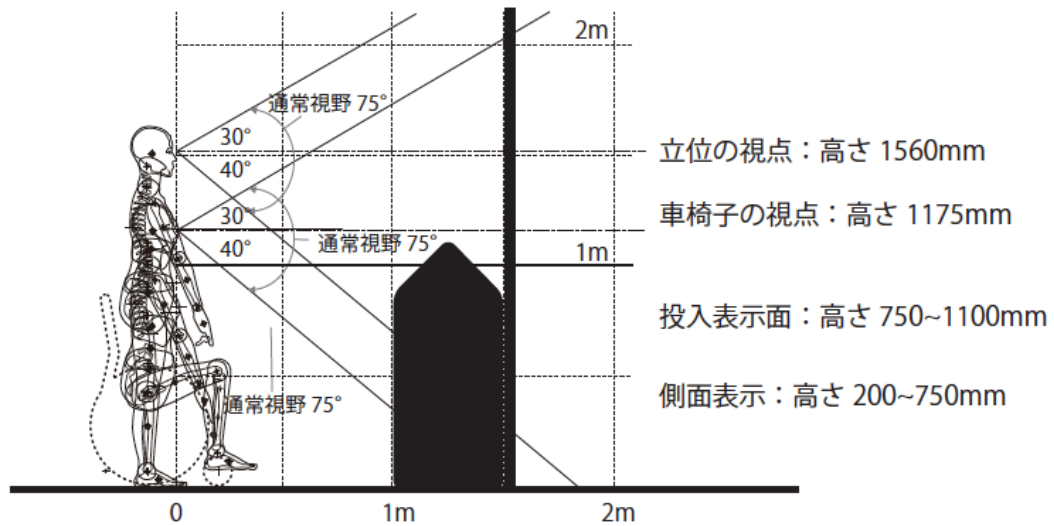
サインの設置場所とそれを見る人の距離（視距離）によって、図記号や文字の大きさは、表の寸法を選択する。

視距離	図記号の基準枠寸法	和文文字高	英文字高
40m の場合	480mm 角以上	160mm 以上	120mm 以上
30m の場合	360mm 角以上	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	240mm 角以上	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	120mm 角以上	40mm 以上	30mm 以上
5m の場合	60mm 角以上	20mm 以上	15mm 以上
1m の場合	35mm 角以上	9mm 以上	7mm 以上



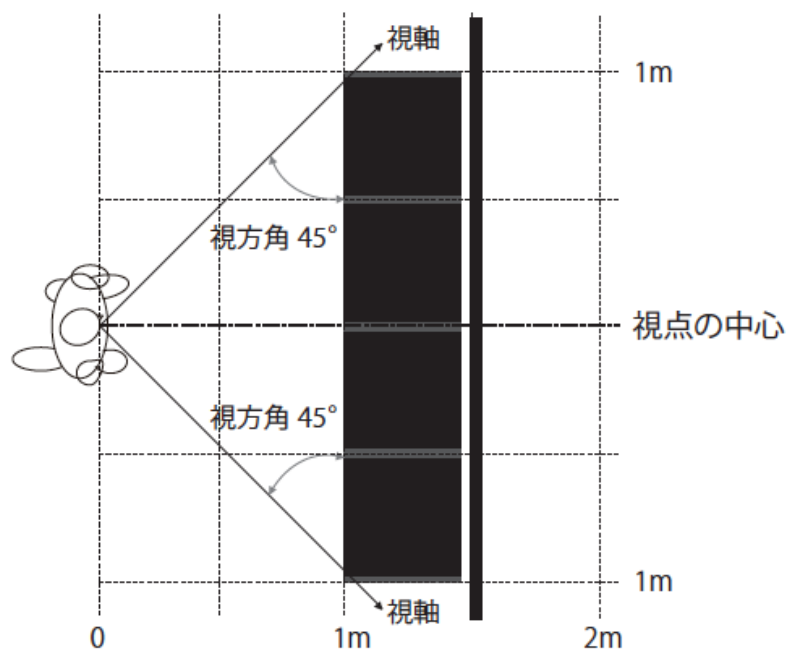
## B 上下の見やすい視野角

表示板の設置高さの範囲は、標準的な立位及び車椅子の静止時における上下視野角を参考に設定する。



## C 左右の見やすい視野角

視距離表示板の左右の幅は、左右視野角を設定する。



## 7) ごみ分別ラベルの構成

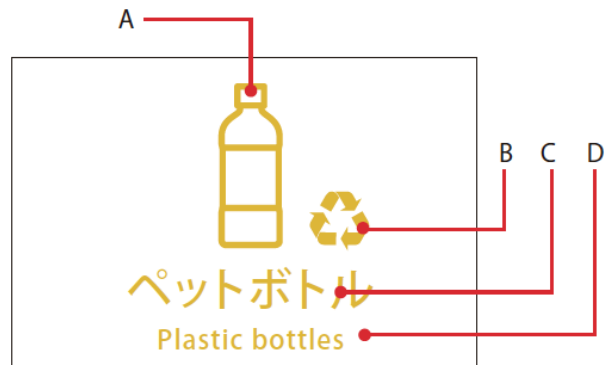
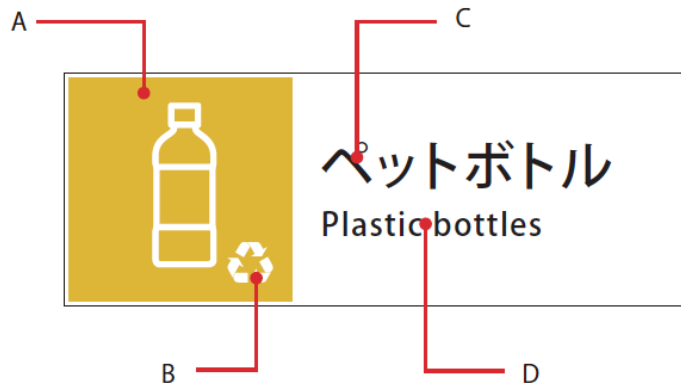
### A. 分別ピクトグラム

分別すべきものを、誰からも理解しやすい絵をピクトグラム化する。

### B. リサイクルマーク

### C. 和文表記テキスト

### D. 外国語表記テキスト(例:英語)



## 8) ごみ分別ラベルの配置

遠くから視認しやすい位置に配置。  
上部にも配置すると捨てる時に認識しやすい。

ごみ箱は見やすい位置に並べて置くと、捨てる際の混乱が少ない。



《参考》

1. JIS や ISO 等による分別ラベル等に関する規格の調査結果

国際標準化機構（ISO）では「環境ラベル及び宣言」にて以下の3つのタイプに分けて規格を制定している。ごみ分別ラベルに関しては、JIS化、ISO化は行われていないが、容器包装の識別表示のように法律で表示が義務化されているものもある。

ISO における名称及び該当規格	特徴	内容
タイプ I (ISO14024) “第三者認証” ※JIS Q 14024	第三者認証による環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者実施機関によって運営</li> <li>・製品分類と判定基準を実施機関が決める</li> <li>・事業者の申請に応じて審査して、マーク使用を認可</li> </ul>
タイプ II (ISO14021) “自己宣言” ※JIS Q 14021	事業者の自己宣言による環境主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品における環境改善を市場に対して主張する</li> <li>・製品やサービスの宣伝広告にも適用される</li> <li>・第三者による判断は入らない</li> </ul>
タイプ III (ISO14025) “環境情報表示” ※JIS Q 14025	製品の環境負荷の定量的データの表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格・不合格の判断はしない</li> <li>・定量的データのみ表示</li> <li>・判断は購買者に任される</li> </ul>

注：このほか、これらに共通する一般原則を定めた ISO14020 が制定されている。

出所：環境省ホームページ ([https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01\\_04.html](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01_04.html))

日本で ISO (JIS) を取得している環境ラベル

タイプ I (ISO14024) “第三者認証” ※JIS Q 14024	エコマーク 国際エネルギースタープログラム
タイプ II (ISO14021) “自己宣言” ※JIS Q 14021	再生紙使用マーク ペットボトルリサイクル推奨マーク エコロジーボトルマーク リターナブル瓶マーク 牛乳パック再利用マーク など
タイプ III (ISO14025) “環境情報表示” ※JIS Q 14025	エコリーフ環境ラベル 環境製品宣言

## 2. オリンピック・パラリンピック競技大会の事例

### (1) ロンドン五輪（2012年）

ごみ箱の分別区分	①食料とコンポスト可能なもの、②紙などリサイクルできる資源、③リサイクルできないごみ
収集後のごみの流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ごみは堆肥化</li> <li>・その他のごみは会場から約 60km 離れた既存施設で処理</li> </ul>
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	     <p>※英語のみ</p>

### (2) リオ五輪（2016年）

ごみ箱の分別区分	①リサイクルできるもの、②リサイクルできないもの
収集後のごみの流れ	・現地の方の雇用対策としてバックヤードで2次分別を実施
ごみ箱及び分別区分のピクトグラム	   <p>※ポルトガル語、英語で表示          ※ごみ箱にボランティアを配置し、分別をサポート</p>

### 3. ピクトグラムの種類（例）

環境省が平成 28 年度に実証試験で用いたピクトグラムを示す。



新聞・雑誌  
Newspapers・Magazines



紙ごみ  
Paper trash



紙コップ  
Paper cups



紙パック  
Beverage cartons



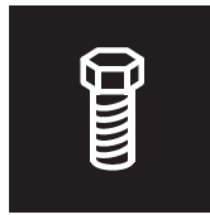
段ボール  
Cardboard



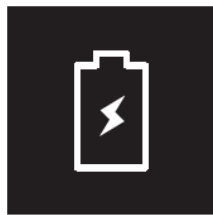
シュレッダーごみ  
Shredded paper



かん  
Cans



金属製品  
Metal products



電池  
Battery



びん  
Bottles



ガラス製品  
Glassware



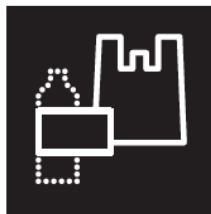
プラスチック食器・トレイ  
Plastic trays



ペットボトル  
Plastic bottles



ペットボトルキャップ  
Plastic bottles caps



プラスチック  
Plastics



布・衣類  
Cloth・Clothes



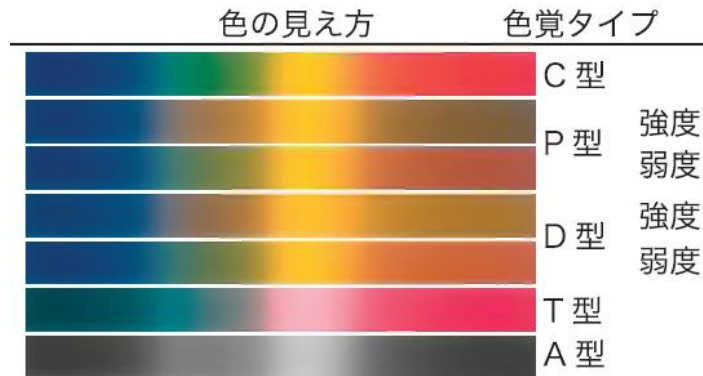
生ごみ・食品廃棄物  
Raw trash・Food waste



飲み残し  
Leftover drinks

## 4. ピクトグラムの色分類

欧州のごみ分別ラベル規格を参考に、色覚的な弱者への対応として、色覚シミュレーションを基に、一般型（C型）・1型（P型）・2型（D型）・3型（T型）のいずれの方にも色の区別が付きやすいよう色分けしたピクトグラムは以下のとおり。



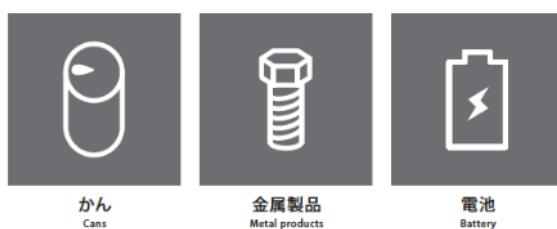
出典：カラーユニバーサルハンドブック、特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構

### カテゴリ区分      ピクトグラムの色分類

#### 1. 紙類



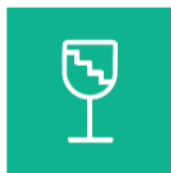
#### 2. 金属類



### 3. ガラス類



びん  
Bottles



ガラス製品  
Glassware

### 4. プラスチック類



プラスチック食器・トレイ  
Plastic trays



ペットボトル  
Plastic bottles



ペットボトルキャップ  
Plastic bottles caps



プラスチック  
Plastics

### 5. 布類



布・衣類  
Cloth-Clothes

### 6. 食品廃棄物



生ごみ・食品廃棄物  
Raw trash-Food waste

### 7. 液体



飲み残し  
Leftover drinks



## 5. ごみ分別ラベルの効果の検証

### (1) 羽田空港での実証試験

#### 1) 調査の概要

出発を待つ外国人が多い(3割程度がアジア系を中心とする外国人)到着ロビーに設置してあるごみ箱のごみ分別ラベルを置き換え、分別率(ごみ箱に正しく投入された回数の割合)の変化を確認した。

 <p>調査箇所</p>	 <p>調査対象としたごみ箱</p>
 <p>既存のごみ分別ラベル</p>	 <p>実証に用いたごみ分別ラベル</p>

#### 2) 調査結果

ごみ分別ラベルの置き換えによる分別率の変化はみられなかった。

なお、ごみ分別ラベルが貼り付けられているごみ箱の前面は透明板となっており、ごみ分別ラベルが認識しにくい状態であったが、線を太くすることで視認性が改善された。

 <p>変更前</p>	 <p>変更後</p>
--	---

## (2) 幕張メッセでの実証試験

### 1) 調査の概要

展示会場は、昼食時にごみ排出量が急増し、特に弁当ガラ、プラカップ容器、ペットボトル、瓶・缶など飲食関係のごみも急激に増える。混雑時には、人混みによりごみ箱のピクトグラムや表記が見えないこともあり、ごみを少し離れたところから投げ入れる場面も散見された。

調査においては、ごみ箱のごみ分別ラベルの置き換えに加え、一部期間においては、投入口上部へのPOPの設置や柱へのポスター掲示を併せて行い、分別率の変化を確認した。

なお、来場者は日本人がほとんどであり、外国人は少数であった。

 <p>調査箇所</p>	 <p>調査対象としたごみ箱</p>
 <p>既存のごみ分別ラベル</p>	 <p>実証に用いたごみ分別ラベル</p>

### 2) 調査結果

ごみ分別ラベルを置き換えることにより、離れた場所からの視認性が高まり、既存区分毎の分

別率において一部改善がみられた。

また、紙ごみ用のごみ分別ラベルのテキスト表記を“新聞・雑誌”とした場合と“ちらし・パンフレット”とした場合に、ごみ箱に投入された紙ごみのうち比較的きれいなちらし・パンフレット類の組成比率は、前者の半分程度に対し、後者は約8割と大きく上昇した。

また、ポップ及びポスターを掲示することで、ペットボトル区分に誤って投入される弁当殻の割合が低下(違反率(ごみ箱に誤って投入された回数の割合)16.2%から 10.8%)した。



### (3) 広島県宮島棧橋での実証試験

#### 1) 調査の概要

フェリー会社のターミナル施設に設置されているごみ箱を対象とし、リサイクルマークを大きく表示したごみ分別ラベルへの置き換え等による分別率の変化を確認した。

昼間のフェリーの発着が5～10分おきとなっており、対岸の宮島口から乗船した際に持ち込まれる弁当やお菓子、飲み物に起因するごみ、及び島内の参道で販売されている揚げ菓子や練物類等の飲食物に起因するごみが多い。また、ペットボトルのキャップ及びラベルを取り外して分別するようごみ箱に表示されているが、あまり守られていなかった。外国人比率は年間平均では5.4%程度。

 <p>調査箇所</p>	 <p>調査対象としたごみ箱</p>
 <p>既存のごみ分別ラベル</p>	 <p>実証に用いたごみ分別ラベル</p>

#### 2) 調査結果

リサイクルマークを分かりやすく大きく表示することにより、リサイクル可能なもの(ペットボトル・瓶・缶)の分別率が向上した。

ペットボトルのキャップ及びラベルについては、ペットボトルから取り外して分別廃棄するよう表示するだけでは約8割がこれらが取り外されないまま捨てられていたが、これらを入れる受け皿を同時に設置することで、そのまま捨てられるペットボトルは約3割と大きく減少した。

<p>2月24日(金)</p>  <p>ペットボトルのキャップとラベルは外して「その他」へ Please remove cap and label, and throw it to "Other" garbage.</p>  <p>投入口上部に貼付</p>	<p>2月25日(金)</p>  <p>ペットボトルのキャップとラベルは外してかごの中へ Please remove cap and label, and throw it in the basket.</p>  <p>投入口上部にサイン</p>  <p>投入口下部にかご(受け皿)</p>
--	---

<p>ちらし等</p>  <p>比較的汚れは少ないが、飲み残しにより汚れているものも多かった。</p>	<p>弁当殻、串、トレー類</p>  <p>主に参道或いは、乗船前に購入したと思われるもの。</p>
<p>その他</p>	
	

## (4) イオンモール成田での実証試験

### 1) 調査の概要

イオンモールの中で、飲食店が複数あるコーナーにあるごみ箱を対象に調査を実施した。バスの出発までの待合スペースとなっている場所である。同施設からは成田空港と直結するシャトルバスが出ていることもあり、アジア系の外国人が多い。



### 2) 調査結果

既存のピクトグラムに比較してリサイクルマークを大きくし、かつピクトグラムを主体としたごみ分別ラベルと、文字表記を主体としたごみ分別ラベルの2種類に置き換えた結果、いずれも分別率の向上が見られ、両者の間では差が見られなかった。

なお、調査対象としたごみ箱では、“ペットボトル”及び“瓶・缶”区分の違反率が比較的高かった。その要因として、ごみ箱は人の目につきづらい場所に設置してあり、周囲の人の目を気にせず捨てることが可能であること、4つあるごみ箱を柱の2面を用いて2つずつ設置しており、ごみ箱に近づく方向によっては、うち2つしか視界に入らないことが考えられた。

また、燃えないごみ区分のごみ箱に投入されたものは不燃物はなく、プラスチックカップやフィルム類など、汚れたプラスチック類が多かった。

(特徴的なごみ) ※もえるごみ区分



(フィルムくず、紙くず類)  
 ・お菓子の袋などのフィルムくず  
 ・レシートや紙くずなどの紙ごみ  
 ・レジ袋 等



(プラカップ、紙カップ)  
 ・プラカップ、紙カップ  
 ・液体 (飲み残し)  
 ・カップ内への紙くずフィルムくずの投入

○ “ペットボトル”、“かん・びん” 区分



パンの食べ残し

お菓子の袋等



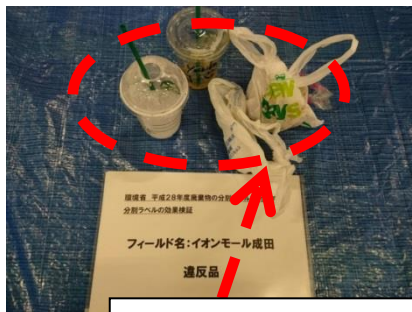
プラカップ、紙カップ  
 カップ内にお菓子の包み紙が詰め込まれているもの

・食べ残しやフィルム類、プラカップなどの廃棄が散見された。

○ “もえないごみ” 区分



紙くず類



プラカップ、プラフィルム  
 レジ袋等

## (5) エコライフ・フェア 2017 での実証試験

### 1) 調査の概要

東京都渋谷区代々木公園において環境省が毎年開催しているエコライフ・フェアにおいて、イベント期間中だけ臨時に設置するごみ箱を対象に調査を実施した。同イベントには2日間で数万人の来場がある。外国人はヨーロッパ、アジア系の割合が高い。



使用したごみ分別ラベル

### 2) 調査結果

ごみ分別ラベルの分かりやすさについてのアンケート結果では、缶や瓶は分かりやすいとの回答が多かったが、燃えないごみは分かりにくいとの回答が多かった。また、ペットボトルのふたを外さなければならないことが分かりにくい、外国人にとって魚の骨は身近ではなくイメージが湧きにくいといった意見が得られた。飲食ブースの一角に設置したため、ほたての貝殻や弁当がらが多く、汚れたものや複合素材のものの排出先が分からないとの意見もあった。



# 事業系廃棄物3R推進ルール

## ■ルール策定の背景

- ▶ 近年、途上国の人口増加や経済発展に伴う天然資源の消費量増大、資源採取に伴う環境破壊や生物多様性の喪失など、グローバルな問題への迅速かつ大胆な対応が求められている。
- ▶ 都内では、これまで、循環型社会の構築を目指して、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が推進され、家庭での3Rは一定程度の進展がみられた。
- ▶ しかし、一般廃棄物と産業廃棄物の両方が排出されるオフィスビルや、小売施設、宿泊施設、飲食施設などの商業施設に対しては、一般廃棄物と産業廃棄物の処理体系や指導権限などが異なることもあり、廃棄物の3Rが十分とはいえない。
- ▶ 東京2020大会を契機に、オフィスや商業施設から排出される廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）の3Rを促進するため、この度、「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」（以下「共同検討会」という。）において、以下のとおり「事業系廃棄物3R推進ルール」を策定した。

## 1 目的

持続可能な資源利用を更に進めるとともに、2050年のCO<sub>2</sub>の実質排出ゼロを目指す観点から、都内のオフィスビルや商業施設などから排出される廃棄物の3Rを促進する。

### 【説明】

- 2016年3月に公表した『東京都資源循環・廃棄物処理計画』において、東京都は2030年のあるべき姿として「持続可能な資源利用への転換」を掲げた。また、2019年12月には、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを達成するべく『ゼロエミッション東京戦略』を公表した。
- これまでも、循環型社会を構築する観点から、家庭での3Rの取組が進められてきた。しかし、均一なものが多量に排出される工場は別として、全般的に事業者の取組が十分とは言えない。東京はサービス業の占める割合が大きいため、持続可能な資源利用を進めるためには、特に、都内の事業系廃棄物の3Rを促進する必要がある。
- 事業系廃棄物の3Rの方向性をルールとして示すことにより、区市町村及び都の資源循環に係る施策の方向性を合わせるとともに、都内の業務系廃棄物の排出事業者、処理業者などを誘導することも企図している。

## 2 対象施設

対象施設は、都内に立地する全てのオフィスビル及び商業施設（以下「オフィス等」という。）とする。

### 【説明】

- 事業系廃棄物の 3R を進めるにあたり、排出事業者の規模（従業員数、売上高、建屋床面積等）に差異を設けるべきかについて議論の余地があるものの、排出事業者は個別の事情を有しており、一概に大規模事業者の 3R が進んでいるとも言い難いため、排出事業者の規模の大小によらず、都内に立地する全てのオフィス等を対象とすることとした。
- なお、工場については、都内での立地数が少ないこと、工事現場については、解体系の廃棄物は専門的な処理が必要なことから対象外とした。

## 3 対象廃棄物

対象廃棄物は、廃プラスチック及び雑紙とする。

### 【説明】

- 対象とする廃棄物は、技術的にリサイクルできる可能性が十分あるにもかかわらず、その多くが焼却処理等に回されている廃プラスチック及び雑紙とする。
- 廃プラスチックについては、ゼロエミッションに係る施策や海洋プラスチック対策を進めるためにも重要な物質であることは明らかである。
- 一方、オフィス等から排出される使用済みコピー用紙、新聞、雑誌及び段ボールは以前からリサイクルされているが、食品の包紙、防水加工された紙、樹脂コーティング紙などの雑紙は、一般的には製紙原料に適さないとされているため、その多くが焼却されている。しかし、一部の製紙メーカーでは、製紙原料に適さないとされているものからトイレットペーパーを製造するなど、積極的にリサイクルを推進している事業者も存在する。
- 廃プラスチックと雑紙のどちらを優先するかは、昨今の廃プラスチックを巡る国内状況を踏まえると、まずは廃プラスチックを最重点の品目に位置付けて取り組むこととし、今後、プラスチック対策の進展に伴い、プラスチックから紙への材料の転換が進む可能性があることから、マーケットの状況に配慮したうえで、紙（特に雑紙）のリサイクルについても取組を実施するものとする。
- その他、小型家電のようにこれまで実施してきた施策により、リサイクルが定着しつつあるものについても適宜追加する。

#### 4 取組内容

- i) 排出事業者は、自ら排出した廃棄物の 3R を促進するよう努める。
- ii) 廃棄物の 3R に関与する処理業者は、日頃からリユースやリサイクルの知見を集積し、顧客である排出事業者の 3R に係る要望に応えられるよう尽力するものとする。
- iii) 区市町村及び都は、3R を促進させるための施策を実施するとともに、各種情報を提供する。

#### 【説明】

##### i) について

- 排出事業者は、自ら排出した廃棄物処理の責任を有するものである。
- その上で、排出事業者は、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）や、同年12月に第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定などの国際的な目標や枠組を踏まえ、自ら排出した廃棄物の 3R を促進するよう努力する。
- 3R の実施方法は、循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、3R の取組が環境負荷の低減に資するよう実施するものとする。
- 事業系廃棄物は、オフィス等のオーナーの方針、テナントの環境意識、清掃業者との契約内容、バックヤードの有無などが異なるだけでなく、その地域の指導も異なる。そのため、個別の実情を踏まえつつ、オフィス等のオーナーは 3R 取組方針を明らかにしたうえで、バックヤードの充実、リサイクルに取り組む処理業者の選定など、テナントが 3R に取組やすい環境を整備するとともに、テナントもオーナーの方針を理解し、その取組に協力するなど、可能な範囲で 3R を実施するものとする。

##### ii) について

- 廃棄物収集運搬業者、廃棄物処分業者、再生利用業者等の廃棄物の 3R に関与する処理業者は、顧客である排出事業者の 3R に係る要望に応えられるよう尽力するものとする。
- そのため、処理業者は、日頃からリユースやリサイクルの社会動向を注視するとともに、リサイクル技術その他の知見を集積するものとする。

##### iii) について

- 区市町村及び都は、排出事業者、廃棄物処理業者、再生利用業者等が円滑かつ効率的に廃棄物の 3R に取り組めるよう、3R を促進させるための施策を積極的に実施するとともに、3R に必要な情報を提供する。
- 区市町村及び都は、事業系廃棄物の 3R を促進させるため、相互に連携して施策を展開する。

- なお、区市町村及び都は、大規模事業者の立場でもあるため、排出事業者として、3Rの促進に率先して取り組むものとする。

《具体的な取組例》

- ・レジ袋その他のワンウェイプラスチックを辞退する。
- ・リユースカップの導入、リターナブル容器を使った製品を調達する。
- ・きれいなプラと汚いプラを分別して排出する。
- ・PETボトルのキャップやフィルムを分別して排出する。
- ・ストレッチフィルム、緩衝材、PPバンドなど特定の品目のみをピックアップして排出する。

## 5 その他取組

- i) 区市町村及び都は、引き続き、立入検査等の際にオフィス等に対して3R促進を指導するものとする。
- ii) 2022年度頃を目途に、区市町村と都が連携して排出事業者を指導する体制を構築する。

### 【説明】

#### i) について

- 一般廃棄物を所管する区市町村及び産業廃棄物を所管する都は、引き続き、立入検査や説明会等の場を積極的に活用し、オフィス等に対して3R促進を指導するものとする。

#### ii) について

- 3R促進のための指導を効率的・効果的に行うため、2022年度頃を目途に、区市町村と都が連携して排出事業者を指導する体制を構築する。具体的な行動として、2020年度から、区市町村と都が連携し、排出事業者への指導を試行的に実施する。
- なお、この試行については、区市町村と都で適宜情報を共有するとともに、必要に応じて、共同検討会の下にWGを設置し、取組内容を見直していく。